



国海技第259号の3
平成26年3月20日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局海技課長



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う電子海図情報表示装置搭載船舶の乗組みを制限する旨の限定の解除に係る運用上の取扱いについて

標記について、別添のとおり取扱うこととしたので、了知願いたい。

(写)

国海技第259号
平成26年3月20日

各地方運輸局等海上安全環境部長 殿

海事局海技課長

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う電子海図情報表示装置搭載船舶の乗組みを制限する旨の限定の解除に係る運用上の取扱いについて

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(以下「STCW条約」という。)上、電子海図情報表示装置(以下「ECDIS」という。)の能力を担保するためにECDIS搭載船舶の乗組みを制限する旨の限定(以下「能力限定」という。)を解除するための講習の課程の修了を求めることとしたところであるが、当該講習の修了と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものとして、「一定のECDISに係る実務経験を有する者」についても当該能力限定を解除することが出来ることとし、その取扱いを下記のとおり定めることとしたので、事務取扱いに遺漏なきようされたい。

記

1. 書類の確認

地方運輸局、運輸支局及び海事事務所(以下「地方運輸局等」という。)は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(平成26年国土交通省令第1号)による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第4条第5項の規定による能力限定について、船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)第146条の10の2に規定するECDISに係る実務経験を有している者が、その限定解除の申請をする場合には、次の書類に不足がないか確認すること。

- (1) 海技免許申請書(第2号様式)又は海技免許限定解除(変更)申請書(第3号様式)
- (2) 海技免状(有している者に限る。)
- (3) 船員手帳又は乗船履歴証明書
- (4) 申請者が船長若しくは航海士の指導の下でECDISを使用した当直業務に従事したことが船長又は船舶所有者により証明された書類
- (5) 船舶検査手帳(附属書である船舶件名表を含む。)その他ECDIS搭載船舶

であること及びECDIS搭載時期を証明する書類

(6) 海技免状用写真票(第9号様式)

(7) 納付書

2. 内容の審査

地方運輸局等は、書類の記載事項に不足又は誤りがないか、手数料の納付額に過不足はないかを審査するとともに、1.(3)及び(4)により、申請者がECDIS搭載船舶において2月以上乗組み、船長若しくは航海士の指導の下でECDISを使用した当直業務に従事していたかどうかを審査すること。

3. 事務手続

地方運輸局等は、2.の審査をした後、問題がなければ限定解除の手続を行うこと。事務手続については、船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領(平成15年5月29日国海資第91号)のとおりに行うこと。

4. その他

乗船履歴として認められる期間は、STCW条約の完全施行前までの期間を考慮し、平成28年12月31日までのものとする。

事務連絡
平成26年9月17日

各地方運輸局等
船員労働環境・海技資格課等担当官 殿

海事局海技課

「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う電子海図情報表示装置搭載船舶の乗組みを制限する旨の限定の解除に係る運用上の取扱いについて」（平成26年3月20日付国海技第259号）で求める書類の確認及び内容審査について（補足）

記

平成26年3月20日付け国海技第259号（以下、「通達」という。）について次の事項を補足する。

1. 通達1.(4)中「船長若しくは航海士の指導の下」とは、ECDISの使用に関する能力を有した船長若しくは航海士による指導をいう。
2. 通達1.(4)中「ECDISを使用した当直業務に従事したことが船長又は船舶所有者により証明された書類」として、申請者に別紙1の提出を求める。
なお、同様の内容が含まれている場合には、様式はこの限りではない。
3. 通達2中「1.(3)及び(4)により、申請者がECDIS搭載船舶において2月以上乗組み、船長若しくは航海士の下でECDISを使用した当直業務に従事していたかどうかを審査」として、申請者に別紙2の提出を求める。
なお、同様の内容が含まれている場合には、様式はこの限りではない。
4. 上記1及び2については、これまでに既に周知及び実施済みであるが改めて補足するとともに、上記3の取扱いについては、平成26年10月1日以降の申請から実施する。

ECDISに係る実務経験チェックシート

運輸局長 殿

申請者名:

指導者名:

(職名)

実務の内容		実施	未実施
装置の要素	利用の目的	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	航海に対する価値	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	適切な使用及び不適切な使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ワークステーションの起動、停止及び配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	位置情報源位置情報源	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基本的な航海基本的な航海	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	進路及び偏位のベクトル進路及び偏位のベクトル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図データの理解海図データの理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の品質及び精度海図の品質及び精度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の構成海図の構成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
当直当直	各種航海情報各種航海情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	各種航海情報からのデータ入力装置各種航海情報からのデータ入力装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の選択海図の選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の情報海図の情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設定変更設定変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の縮尺海図の縮尺	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	情報の階層情報の階層	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	システム及び位置警報システム及び位置警報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
深度及び等深線警報深度及び等深線警報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
航路計画 及び監視航路 計画 及び監視	船舶の操縦特性船舶の操縦特性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	表を利用した航路計画の立案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図を利用した航路計画の立案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	予定航路の警報範囲	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	安全のための監視計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	付加的な航海情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	航路予定表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	航路計画モードにおけるユーザーチャートの作成その他取扱い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目標、海図及び システム	自動衝突予防援助装置及びレーダー情報の重畳表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自動船舶識別装置の機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図データの入手及びインストール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図の改補データのインストール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	システムのリセット及びバックアップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	ECDISデータの保管及びデータログの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
責務及び評価	責務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ECDISを利用した効果的な航海	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別紙 1

年 月 日

○ ○ 運輸局長 殿
(提出先の管轄区域となる地方運輸局本局)

証明者 ○ ○ ○ ○

下記の者は、当社の船舶職員として、下記の所有船舶において、電子海図情報表示装置を用いた当直業務に従事していたことを証明します。

また、当該船舶に電子海図情報表示装置が搭載されていたことを別添メーカー証明の写しにて証明いたします。

記

○○丸 (国際総トン数: △△△) ××航海士

乗船期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※数回の乗船期間を合算することにより 2 月以上となる場合には、その全ての乗船期間を記載する。

氏 _____ 名

以上

改正海洋汚染防止法（バラスト水規制関係）説明会 各会場へのアクセス

札幌会場

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎9階講堂

- ・JR札幌駅より：徒歩15分（約1.5km）
- ・市営地下鉄利用の場合：東西線「西11丁目駅」下車 徒歩3分
- ・バス利用の場合：「大通り西11丁目駅前」下車 徒歩1分



仙台会場

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 2階大会議室

- ・JR東北本線仙台駅下車（1.5km）
- ・仙台市営バスで「第4合同庁舎前」下車、徒歩2分
- ・JR仙石線榴ヶ岡駅下車（榴ヶ岡公園方面出口より約600m）、徒歩10分



新潟会場

〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 5階 海技試験室

- ・【バスでお越しの場合】JR新潟駅万代口バスターミナル→「水島町経由美咲合同庁舎行き」乗車、「美咲合同庁舎」バス下車（所要時間約30分）又は「水島町経由西部（営）行き」「嘉木行き」「小須戸行き」「曾野木ニュータウン行き」乗車、「出来島変電所前」バス下車、徒歩3分
- ・【車でお越しの場合】駐車場有り（駐車台数に制限あり。他官庁の会議等がある場合、駐車場が大変混み合う場合あり。）



東京会場*

〒100-6035 千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 35階 東海大学校友会館「望星の間」

- ・㊦地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5番・11番出口より徒歩3分
- ・㊧地下鉄日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A13出口より徒歩5分
- ・㊨地下鉄丸の内線「霞ヶ関駅」A4出口より徒歩8分
- ・㊩地下鉄南北線「溜池山王駅」8番出口より徒歩5分
- ・㊪地下鉄有楽町線「桜田門駅」2番出口より徒歩6分



※（一社）日本船舶品質管理協会が開催する「船舶バラスト水規制管理条約に関するセミナー」の一環として実施。

名古屋会場

〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館 11階共用大会議室

最寄り駅：市営地下鉄名城線 市役所駅5番出口 徒歩1分



大阪会場

〒540-0008 大阪府中央区大手前 3-1-43 ホテルプリムローズ大阪

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車 1B 出口より徒歩約1分（パスポートセンター2F）



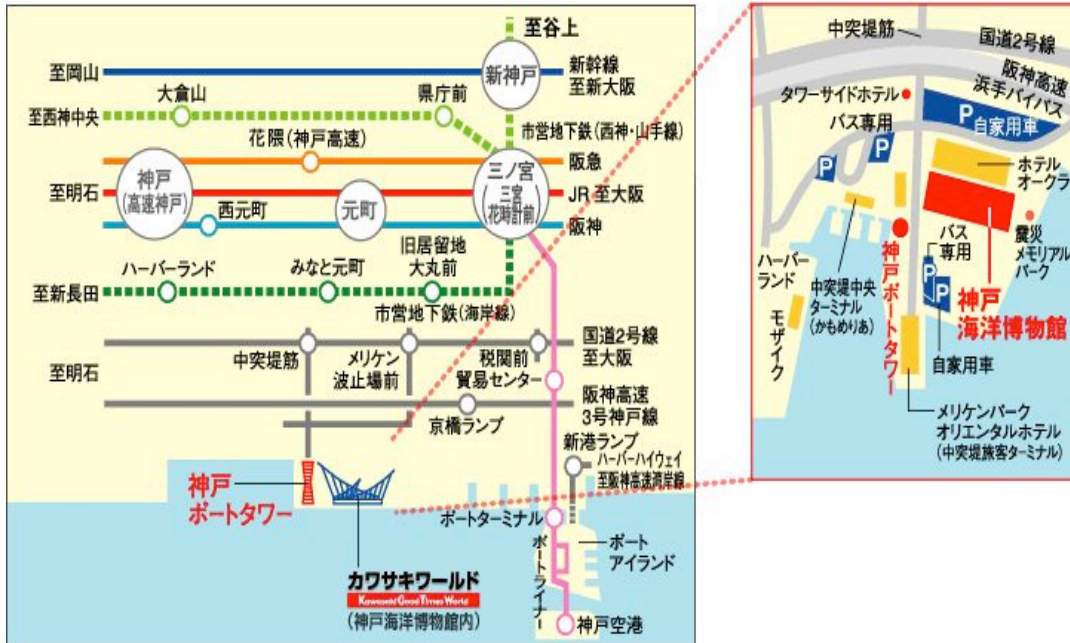
神戸会場

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 2-2 神戸海洋博物館 ホール

最寄り駅：市営地下鉄海岸線「みなと元町駅」から徒歩10分

JR・阪神「元町駅」から徒歩15分

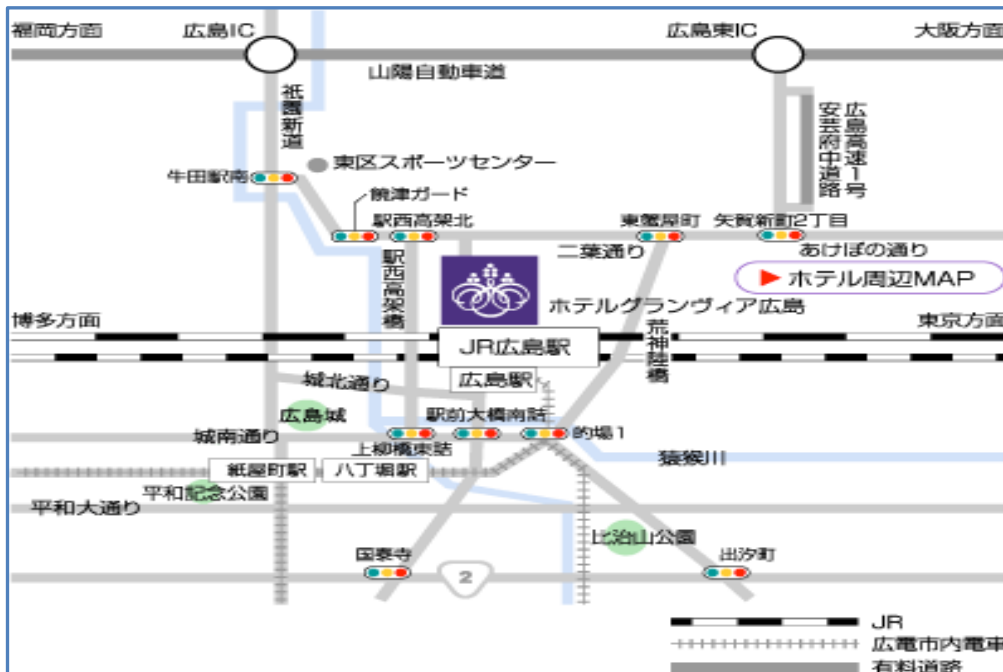
神戸高速 「花隈駅」から徒歩15分



広島会場*

〒732-0822 広島市南区松原町 1-5 ホテルグランヴィア広島 3階「天平の間」

- ・JR「広島駅」新幹線口徒歩1分
- ・広島駅南口着のバス、市内電車をご利用の場合は、広島駅南口正面より地下自由通路にて徒歩5分



※（一社）日本船舶品質管理協会が開催する「船舶バラスト水規制管理条約に関するセミナー」の一環として実施。

高松会場

〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎 1階 共用会議室

最寄りバス停：JR 高松駅（朝日町線）より卸センター下車 徒歩3分



今治会場

〒794-0042 今治市旭町二丁目 3-5 今治地域地場産業振興センター 第二研修センター

注) 駐車場の収容台数に限りがありますのでご注意ください。



博多会場

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 10 階中会議室
博多駅筑紫口より徒歩 5 分

